

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成30年10月1日（月）午後2時～午後4時

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

熊本地方裁判所裁判官 溝 國 禎 久（刑事部部総括判事）（司会）

熊本地方裁判所裁判官 船 戸 宏 之

熊本地方検察庁検察官 竹 内 穰

熊本県弁護士会所属弁護士 村 山 雅 則

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

平成30年10月裁判員経験者の意見交換会

○司会

本日は、お忙しい中6名の裁判員経験者の方にお集まりをいただきました。ありがとうございます。

平成21年に始まりました裁判員制度ですが、来年5月で10年の節目を迎えることとなります。熊本でも、もう既に100件を超える裁判員裁判が行われました。裁判員となられる皆様方の御理解と御協力もありまして、裁判員裁判はおおむね安定的に運用されているという評価をいただいているところですが、なお改善すべき点は多々あると考えています。

私たちとしては、よりよい裁判員裁判を目指して努力と工夫を重ねていきたいと思っていますので、お集まりをいただきました皆様方には忌憚のない御意見、御感想をいただき今後に生かしていきたいと思っています。

本日同席させていただいている法曹三者の自己紹介をお願いします。

○裁判官

熊本地方裁判所の裁判官の船戸と申します。本日はお集まりいただきましてどうもありがとうございます。皆様には裁判員としての御経験を踏まえて率直に御意見をいただきまして今後の裁判員裁判の運用に生かしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○弁護士

熊本県弁護士会の弁護士の村山雅則です。熊本県弁護士会の刑事弁護センター委員会という、刑事弁護に関する諸問題を取り扱う委員会の委員長をしている関係で参加させてもらいました。よろしく願いいたします。

○検察官

熊本地方検察庁の検察官の竹内と申します。今年の4月から熊本で裁判員裁判を担当させていただいております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

司会進行は熊本地裁刑事部の溝國でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に担当していただいた事件を簡単に紹介しながら裁判員裁判に参加をしていただいた感想などをお聞かせいただければと思います。まず、経験者1番の方については、昨年の3月の事件を担当されました。たまたま見かけた被害者を強姦しようとして、けがをさせてしまったという事件と、その被害者の財布を持ち去ったという事件だったかと思います。

よろしく申し上げます。

○裁判員経験者1

こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

まず、裁判員候補者に選ばれたとき、どうして私に来たのかなと思いました。前年12月に候補に選ばれましたという通知をいただきまして、でも、来ないことも多いってお聞きしてたので、まあ1年間来なければそれでいいのかなと思っていましたら、2月に裁判員の候補に選ばれましたっていう通知をまたいただきました。これはすごく迷って、職場の関係もあったので断ろうかなとか、どうしようかなと、すごく悩んだんですけれども、なかなか経験できることではないので、選任手続までは行ってみようかなということで参加させていただきました。そこで運がよかったのか悪かったのか、さらに裁判員に選ばれたんです。私の場合は3日間の裁判でしたが、裁判所の中に入ることもないですし、どういった形で裁判が進められていくのかとか、どういうふうにして刑が決まるのかとかを経験できたところがよかったと思いますし、また人の人生を左右するということはすごく重大なことだなんて

思うので、裁判官の方々の責任の重さも一緒に経験させていただくことができたので、参加してよかったと思います。

○司会

ありがとうございました。

続いて経験者2番の方に参加していただいたのは、昨年5月に行いました裁判員裁判でして、幼なじみの被害者を雇っていた被告人が、いきさつがあって腹を立てて暴力を振るい、結果被害者を死亡させてしまったという内容の事案でした。

○裁判員経験者2

失礼します。皆さん、こんにちは。私は昨年の5月に裁判員裁判に参加させていただきました。先ほど1番の方と同じように前年度の秋ぐらいに連絡が来まして、3月ぐら이었다のですかね、通知も来まして、選ばれなければその日半日で帰っていただいて構わない、選ばれたら更に3日っていうことだったので、仕事の段取りが、選ばれるかどうかの結果で変わってしまうというところで、大分迷いはしましたけれども、仕事の段取りをし、3日間お休みをいただく形で、上司にも理解をしていただきましたので、自分としてはとても参加しやすかったです。また、どんな形で裁判員が選ばれるのかは行ってみないとわからなかったのですが、全然論理的な根拠もないんですけど、個人的には選ばれるだろうなという気持ちで待ってありましたところやっぱり当たったなっていう感じでした。今回の裁判は量刑を争うという裁判でしたので、検察官側の証拠と弁護人側からの証拠と両方鑑みながら裁判員と裁判官の話を聞いて、どんなふうに考えていけばいいのかっていうのを議論しながら、3日間かけて量刑を詰めていったということでした。その後も、自分たちが出した判決はどうだったのかなというのは大分考えました。なかなか人の生き方を決める裁判ですので、そういう責任感は強く感じます。直面してしまった以上、自分なりに精いっぱいやらなきゃいけないんだなっていう気持ちが自分の中であり

ますので、私としては、今回裁判員に選ばれてよかったなと思っているところです。

○司会

ありがとうございます。

続いて、経験者3番の方です。昨年6月に行いました裁判員裁判に参加をしていただきました。性犯罪の事件でした。女性をメールなどを使って脅した、勤務先の売上金を持ち逃げしたという二つの事件と、女性を強姦しようとして、失敗したがけがを負わせたという事案でした。

○裁判員経験者3

こんにちは。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、裁判員候補者に選ばれたという通知が来たとき、娘はうそでしょうと言い、私も半信半疑で、受けとめるまでにちょっと時間がかかりました。いただいた通知の内容を読んでみると、まだ決まったわけじゃないということで、選任の手続に参ったんですが、会場にたくさんの方がいて、その中から数名しか選ばれないということだったので、まず選ばれないだろうと思って、たかをくくって目を閉じて座ってたんですけど、発表されて私の番号が出たときには、大学受験に合格したよりもびっくりするように、大きな目を開けて、うそだろうとつぶやいたのを覚えております。実際に裁判員の方々の考え方とか、いろいろと聞いていく中で、それぞれの考え方があって、果たしてこれが一人の被告人の判決を出すのにまとまっていくのだろうかと最初は思ったことでした。

しかし、いろいろなアドバイスをいただいて、自分の考え方、これまでの経験の中で、どうしたらいいんだろうと考えながら自分の意見を出していったところ、判決を出すことができました。裁判長のアドバイスも含めて、大変勉強になったなと思っています。今日はどうぞよろしくお願ひします。

○司会

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

続いて経験者4番の方は、父親を刺し殺そうとして大けがを負わせたという事案でした。争われていたのは、殺意の有無、過剰防衛、責任能力といった点で、その理解をしていただくのもなかなか難しい事案だったとお聞きしています。

○裁判員経験者4

皆さん、こんにちは。今日はよろしく申し上げます。

私が参加した裁判員裁判は、昨年の9月にあったと思います。ちょうど1年ほど前ですね。実際、裁判員になるまでの過程に関しては皆さんと一緒に、通知を受け取ったときは特に何も思わず、ああ、来たんだなというくらいに思っていました。机の奥の方に投げやって、選任手続に来てくださいという通知が届くまで存在すらも忘れてたんです。けれど、実際に通知が届いて、やっぱり選ばれるんだなと思って、そのとき初めて裁判員制度というものを実感しました。選任手続の日にこちらに足を運んで、結構多くの方がいらっしゃったと思うんですけども、その中から選ばれるということだったので、多分選ばれないだろうと思ってたんですけども、私の番号が最後に呼ばれて、ああ、選ばれるんだなってまた思いました。実際に選ばれて、責任を負うわけなんですけど、ただ普段は法律のこととか余り考えないので、どうしたらいいんだろうという不安がまず先立ちました。しかし、公判が始まると、専門家の方から一つ一つ説明をしていただいて、自分が思っている言葉の意味と法律上で捉えられてる言葉の意味の違いとか、丁寧に説明していただけたので、判断するときには考えやすかったなと思っています。担当した事件には、家庭内のいざこざがあったりして、自分の身近なところにも事件ってあるんだなって感じました。親子関係で、ずっと積み重なったものがあって犯行に及んだといういきさつがあったんですけど、今、こうしてる瞬間にもどこかで同じような事件が起こってるんじゃないかなっていう気もしますし、参加してみて、普段の生活の中で、さ

さいなことでも大きなことになるんだなというように気にしてみたり，ちょっと考えるようになってきたなとは思っています。量刑とかを考える段階になってもいろいろ考えることがあって，知恵熱が出るじゃないですけど，結構考えたなと思えますし，その都度裁判官の方々から説明していただいたので，最後まで務めることができたと思っています。皆さんはどうだったのかなというところも聞きたいと思っていますので，今日は一日よろしく願いいたします。

○司会

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

続いて，経験者5番の方ですけれど，御参加いただいたのは昨年11月に行った裁判員裁判でした。奥さんの介護に疲れて，首をタオルで絞めて殺害をしてしまったといった事案だったとお聞きしています。

○裁判員経験者5

よろしく申し上げます。

自分も，一昨年，最初は，裁判所から手紙が来てるよ，何だろう，借金か何かかな…という感じで，嫌なことを不必要に考えるのもいけないので開封してみたら，来年度裁判員候補者に登録されますという通知でした。そういうことかって思って安心したけれども，文章を読むと，何かよほどのことじゃないと断ってはいけないような怖い文章で，言い訳を考えても思い浮かばなかったんで，選任されなければ大丈夫だろうと思って，行けますと書きました。自分の事件は確か11月だったので，平成29年も終わりだから，もう大丈夫だなと思ってたら，お手紙が来て，確かに逃げることもできないので，とりあえず抽せんにも漏れればいんでしょうぐらの気持ちで裁判所に行ったら最後までずるずる行き，そして，今もこうして裁判所に来ているということになります。

何かこう運がよくて，裁判長からも選ばれるのはすごい確率なんですよって言わ

れたんで宝くじを買ったんですけど、全然当たらなくて…。貴重な経験はしたんですけど、普通に社会生活をしてると事件や犯罪にかかわること自体レアで、行きたくない、覚えられたくない、怖いなっていう気持ちもあります。一度裁判員を務めたら10年間お手紙が来ないらしいんですけど、また来たらどうしようかなという感じです。申し訳ないですけど、できることなら、早くこの制度が終わらないかな、いつか終わる日が来るのかなとか、すいませんけど考えてしまいます。感想としては、今までニュースとか小説、映画みたいな話に自分が参加できたんで、確かに非常に貴重でしたし、自分の家庭とかでは経験することがない事件だったんで、自分が被告人の立場だったらどうだろうとか、今まで客観的と思っていた事件も自分の認識次第だったりするのかとか考えたり、こういう世界もあるんだということも知って、普段の仕事では得られない経験ができたので、それは非常によかったと思います。

○司会

ありがとうございました。

一言だけ言わせてください。裁判員候補者の名簿に載ったってというのは、何人かの方からありましたように毎年11月頃最高裁から通知するんですけど、一度裁判員を務めれば10年間通知が来ないということにはなっておりません。ただ、裁判員を務めれば、5年間は辞退することが可能になるということとして、5年を過ぎると裁判員を務めたことを理由に辞退することはできなくなってしまいます。6年目からはまた裁判員になる可能性はあるということで御理解をいただきたいと思っています。

経験者6番の方については昨年12月に裁判員裁判に参加をしていただきました。熊本と福岡で通行中の方を狙ったひったくりをして、そのうち一人にけがを負わせたといった事件です。

○裁判員経験者 6

先ほど、皆さんが言われたように最高裁から通知が来たときには選ばれたんだなというくらいで、そんなに真剣に考えてもいませんでした。地裁から来たときに少し真剣に考えはじめました。ただ、参加するに当たって、その数か月前に同僚が脳梗塞で倒れまして、同僚の仕事を兼務しながら通知を受けましたので、参加するのが非常に厳しい条件ではあったんですけども、裁判員裁判というものに、生きてるうちに参加できるかどうかわからなかったので、気持ちの中では是非参加してみたいと思っていました。裁判所に来て、選ばれることはないだろうと考えておりましたけども、結果的に選ばれて、それまでは不謹慎かもしれませんが参加してみたいと漠然と考えていただけでしたけども、宣誓をしたときに改めて裁判に参加することの重みを知りました。ただ、裁判では、犯行の場面がドライブレコーダーに記録されてたこともありまして、争うようなところがございまして、最終的には量刑で悩みました。量刑については、私も一点の曇りもないような生活をやってきたわけじゃありませんので、そういう人間が量刑を決めていいのかっていう悩みもありまして、量刑を決めるときには裁判長に非常に難しい選択なので辞退できませんかといった話をした記憶があります。しかし、裁判員裁判に裁判員として参加した以上、そこはきちんと意思表示をしてほしいということでして、最終的には自分の思う量刑意見を述べさせていただきました。被告人は、今、どういう生活をしてるのかなとたまに考えることがありますし、裁判員裁判に参加することによって、自分が担当した以外の事件も比較的気にとめて新聞とか報道関係でどういう判決が出たとか、以前だと全然気にもとめなかったようなところにも目が行くようになったので、自分にとっては非常にプラスになったのかなというふうに考えております。

○司会

ありがとうございました。裁判に対して関心を持っていただけるといった声をお聞きして我々としても非常によかったなと思う次第です。それもこの裁

判員裁判という制度が導入された理由の一つではあろうというふうに思うからです。

それでは、具体的に話題に入っていきたいと思います。もう既に若干お話が出てたと思うんですが、裁判員として選ばれますと、お仕事、あるいは家庭生活にいろいろな影響が出ます。今回参加されるに当たって、日程調整などで御苦労されたといったことはございませんでしたでしょうか。経験者4番の方は審理と評議に8日かかっていますので、人によってはそれだけの期間、お仕事を離れるのはちょっと難しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、いやいや、3日間だって全然無理という方もいらっしゃるわけです。皆様方は、実際に参加されていますので、今回は時期的にも、お仕事の上でもたまたま不都合がなかっただけなのかもしれませんが、日程調整等の点でご苦労したところがあれば、お聞かせいただき参考にさせていただきたいと思います。併せて、今回、選任の翌日に公判が始まっている方が多いとは思いますが、翌日じゃなくて、二、三日、あるいは1週間ぐらい空けてもらえるとうありがたいというような御意見等もありましたらお聞かせいただきたいと思います。2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

私は、連続していたので、段取りをして、3日半仕事を入れない形にしたんですけど、裁判所に行っても、選ばれるか選ばれないかわからず、選ばれなければ、動かした部分をまた整理しないといけないので、個人的には、選ばれるかどうかはわかってから段取りをした方がしやすかったかな、という感じがしました。仮に、例えば8日間も仕事に行けない場合、せっかく段取りをつけても、選ばれなかったら会社に戻って仕事をするとすると、逆にとても難しいっていう気もします。裁判員に選ばれるかどうかはわかってから、段取りをつける方がしやすいのかなと思ったりはしました。

○司会

選任手続をかなり早目に行うことも、日程によってはその方が良いときもあるということですかね。

○裁判員経験者 2

そうですね。

○司会

ありがとうございます。

4 番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者 4

私の場合は、足かけ 8 日間だったんですけれども、曜日に関係なく仕事をする会社ですので、参加した裁判員裁判は、選任が月曜日、翌火曜日から金曜日までと、土日を挟んで次の月曜日から木曜日までというスケジュールが組んであったんですけれども、もし、裁判員に選ばれなかったら、仕事をするような段取りで来たんです。ただ、会社からは、間の土日に仕事を入れといていいかと聞かれたんですね。そうすると、裁判員に選ばれると、月曜日から金曜日まで裁判員裁判をして、土日は本来の仕事をして、次の月曜日から木曜日まで裁判員裁判をして、すぐに仕事に戻るというような、実質 2 週間休みなしになるかもしれないような状況になったんですけれども、そこは会社と交渉して、土日の休みは確保させていただきました。それで、裁判員に選ばれなければ平日は仕事に入りますから土日はお休みをいただきます、裁判員に選ばれても土日の仕事はごめんなさい、という段取りをあらかじめつけて、選任手続に来ました。仕事の段取りを決めるのは他の方との兼ね合いもあって、9 月の段取りは 7 月末までに調整しないといけない状況だったんですが、通知はある程度早く来ていたので、私は、調整もできました。会社には、裁判員裁判に参加した場合、有給休暇扱いしていただけるというありがたい制度もありますので、それ

を活用して参加することもできたので、個人的には特に問題ありませんでしたし、期日が連続していたので、段取りをつけやすかったかなと思います。選任から日が空くってなると、スケジュール調整が難しくなるような形でした。期間は長かったんですけども、その前に十分に時間があったので、調整できてよかったなと思っています。

○司会

ありがとうございます。

熊本では、裁判員法で6週間以上空けなければならないとされている期間を、8週間は空けるようにしています。つまり2か月前には御連絡をして、仕事の調整などをしていただけるようにしているんですけど、その期間が十分あれば、選任の日と裁判の日を接近させ、あるいは連続させてもそんなに困ることはなかったということですね。

ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

○裁判員経験者6

私は、比較的スケジュール的に余裕がある時期に当たったので問題なかったんですけど、裁判員に選ばれた翌週から始まる裁判員裁判に参加するような形だと、仮に月曜日に選ばれるのであれば、火曜日から金曜日の間に翌週分の仕事を追い込んで、できるだけ周りの方に負担がかからないような準備ができるんじゃないかなと考えます。あと、私の場合は有給休暇扱いになりましたけれども、仮に有給休暇等がない場合、弊社だと欠勤扱いになりますので、勤評やボーナスに影響が出てくるんで、有給休暇を持たない状態で裁判員候補者になった場合には、どうしても辞退したいというような意思表示をしがちになると思うのです。そのあたりは、裁判員裁判に参加することが、公休のような形で認められて、会社でも欠勤扱いにならな

いという形になればさらに参加しやすいかなと考えます。

○司会

ありがとうございます。仰るような形になるはずだとは思っているんですけど、いろいろ御事情はあるんだろうなというふうに思います。ほかには日程調整が難しかったっていうようなことはなかったですか。大きな問題はなかったようですね。

ありがとうございました。

全国各地で裁判員の方々においでいただくために裁判所がどのようなお手伝いをしたらよいか、いろいろ考えているところでして、熊本でも、最近から候補者に選ばれた方にお送りする書類の中に、例えば会社に説明する際に役立てていただけそうな内容の書面を一緒にお送りしたりしてるんですけど、職場をある程度の期間連続して休んだり、あるいは休ませたりするために、裁判所にアシストしてもらえるとありがたいといったことなどは何かありますか。

○裁判員経験者3

日程的には大丈夫でしたが、上司の交代時期に当たりまして、変わる前の上司には了解をいただいていたのですが、新しい上司にはOKは出たんですが、いい顔はしてもらえないということがありました。ですので、やはり、裁判員裁判制度をしっかりと周知していただいて、いろいろな方々に理解していただくのは必要かなと個人的に思った次第です。

○司会

ありがとうございます。

裁判員裁判という制度があるぞっていうのは、比較的多くの方に御承知いただいていると思うんですが、戦力として期待している方が裁判員に選ばれるかもしれないので1週間ほど出社できないかもしれませんっていうことを急に言われると、会社

も戸惑ってしまうのは確かだと思うんですね。熊本でも100件以上の裁判員裁判を行っているわけですが、裁判員経験者は600人余り、補充裁判員を加えても1,000人足らずの方しかいませんので、身近に裁判員候補者や裁判員経験者がいるという状態にはなっていないですし、いろいろな形で周知をして、裁判員裁判という制度があって、それはこういうもので、裁判員はこういう役割を果たしてるんだということを、裁判所として、もっと多くの方に知っていただく必要があると思っています。今回の意見交換会もその趣旨を含めてお集まりいただいているところがありますので、ぜひ多くの方々に裁判員裁判制度についてお伝えをしていきたいなと思います。

続いて、具体的な審理について御意見をお聞かせいただきたいと思います。多くの方は量刑を決めることが主たる争点で、3日程で終わる計画の裁判でした。

まず、検察官、弁護人が、これから行う事柄を提示する冒頭陳述という手続がありました。検察官も弁護人も、一生懸命工夫して、裁判員の皆様方にできるだけわかりやすく着目点、注目点をお伝えしたいと思っています。狙いどおりわかりやすく伝わったのかどうかをお聞きしていきたいと思います。

先ほどは、経験者1番の方からお聞きしたので、今度は経験者6番の方から順番に、お願いします。

○裁判員経験者6

私が担当したのは先ほど申し上げたようにドライブレコーダーに犯行の現場が映っていたので、疑う余地がなかったという事案でしたが、やはり画像などで提示できるものについては、見せてもらったほうが裁判員としてもわかりやすいんじゃないかなと思っています。全治1か月のけがといわれても、傷の程度は受け取る側の受け取り方次第とも思うので、私は被害者の写真等も見せてもらいましたので、非常にわかりやすく、どの程度のけがかわかりました。文章、言葉で言われると個人個人の考えで解釈が違う場合も考えられるので、素人も参加している状況では、

できるだけ絵を見せられるものについては絵で見せたほうが理解しやすいのかなというふうには思っております。

○司会

ありがとうございます。ただ、すみません、私の尋ね方が悪かったようです。ドライブレコーダーのお話は具体的な証拠調べの中身に入っているんですけど、その前に行った冒頭陳述という手続についてお尋ねしたつもりでした。具体的には検察官と弁護人が我々に何を判断してもらいたいかについて簡単に説明をしたと思うんですけど、余り記憶にはないですか。

○裁判員経験者 6

そうですね。

○司会

証拠が頭に入ってきてしまえば、そちらの方が記憶に残りますよね。あの事件では、具体的な証拠として、確かにドライブレコーダーとか防犯カメラの映像とかがありましたので、それらを見て犯行の様子を確認・想起できましたし、わかりやすかったということなんですね。

ありがとうございます。

経験者 5 番の方はいかがですか。

○裁判員経験者 5

特にわかりにくいことはなかったですよ。

○司会

大体、何を言ってるのかはわかりましたか。

○裁判員経験者 5

わかりました。

○司会

そんなに長くもなかったんですかね。

○裁判員経験者 5

そうです。

○司会

わかりました。ありがとうございます。

経験者 4 番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

一言一句覚えているわけではないのですが、ただ、検察側と弁護側とが、それぞれこういうことを主張されてるんだな、とそのとき思った記憶はあります。その場で完全に理解できたかどうかは疑問も残りますけれども、大部分は理解できたなという感想です。

○司会

最近熊本で行われている冒頭陳述は、A 4 用紙 1 枚程度のメモをお渡しして、事案の概要と、裁判体に判断してほしい点、それが例えば量刑であれば、刑を決めるに当たって重要と考えているポイントはここで、それはこういう証拠で証明していきますっていうようなことを検察官が言い、それに対応して弁護人も同じことについて弁護人の立場からお話しされ、それぞれ 5 分くらいで終わる手続なので、余り

覚えておられないのかもしれませんがね。

○裁判員経験者 4

そうですね。

○司会

わかりました。ありがとうございます。

経験者 3 番の方は、わかりにくかったところとかありませんでしたか。

○裁判員経験者 3

(うなずいた。)

○司会

最近は、冒頭陳述が非常に簡潔で、端的に争点を指摘していただけるものになっているので、証拠調べはよく覚えているけれど、冒頭陳述は余り覚えていないんですかね。ありがとうございます。

経験者 2 番さんも同じですか。

○裁判員経験者 2

とてもわかりやすかったという記憶はあります。この裁判は量刑を争うんだなというのが自分の中で最初にイメージが湧いたと思います。

○司会

ありがとうございます。

経験者 1 番さんも同じですか。

○裁判員経験者 1

そうですね、一番緊張していたのですが、いただいた資料を見ながら説明していただいて事件の内容が理解できましたので、今からこういったことについて話し合っていくんだなと理解できました。

○司会

ありがとうございます。

それでは、具体的な証拠調べなどに入っていきたいと思います。

冒頭陳述に引き続き行われる手続で、書類の中身を読んだり、証人からお話を聞いたり、被告人から話を聞いたりするという刑事裁判の一番肝心要の手続ということになります。法廷で話を聞いて、映像、画像、図面などを見て、いったい何が行われているのかがわかったかどうかというのが大変重要になってくるわけです。経験者 2 番さん、経験者 4 番さんの裁判では、医師である証人が専門的内容を含む証言をされました。また、経験者 6 番さんからもありましたようにドライブレコーダーの映像等が上映されました。

法廷で見て聞いて事案を理解できたかどうかについてお話を伺いたいと思います。

先ほどのお話ですと経験者 6 番さんはわかりやすかったという感覚でしたが、他の方はいかがでしょうか。

経験者 5 番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。確か被告人が救急車を呼ぶときの音声（119番通報を録音したものが再生されたのを覚えてます。わかりにくいことはなかったと思います。

○司会

ありがとうございます。

経験者4番さんはいかがでしたか。医師の証言とかをできるだけかみ砕いてお伝えするよう、検察官、弁護人も努力しておられると思うんですけど。

○裁判員経験者4

そうですね、医師の方から御説明された後、検察官、弁護人も確認されてたと思うんです。それを受けて、私が感じた犯行の様子と、他の裁判員の方が感じた様子とは相違点もあったとは思いますが、話合いの中で実際に起こったことに迫っていった記憶がありますので、法廷での医師の説明もわかりにくかったということではなくて、ただ、捉え方の問題だったなと思っています。

○司会

医師は確か2名いらっしゃったんですよね。精神鑑定を担当された医師もいらっしゃったので、初めて聞く言葉とかもあって、難しいところもあったのではないかと思いますけど、聞いていて解消できたのでしょうか。それとも、評議の中で、他の裁判員の皆さんとお話をしながら徐々に理解が深まっていったのでしょうか。

○裁判員経験者4

そうですね。どちらも当てはまると思うんですね。

精神鑑定をされた医師の証言の中に専門的な病名があったんですね。それが、どういった症状なのかっていうのは、名前を聞いただけでは想像できなくて。しかし、それはどういう意味ですかというような質問もありましたし、評議で話し合いもできたので、自分が理解したことと他の方の理解とを突き合わせて、最終的な自分の理解を作り上げていった形です。

○司会

ありがとうございます。

経験者 2 番さんの裁判でも医師の証人尋問がありましたが、いかがでしたか。難しい言葉とか出てきませんでしたか。

○裁判員経験者 2

あのときは、被告人が暴力を振るったと証言している状況と遺体に残っていた傷などの状況がかけ離れている部分があったので、医師から傷の位置や程度に関するお話があったんです。医学的な言葉は長いもの多くて、メモが難しかった記憶がありますし、映像を見た記憶もあるんですけど、一部分だけ映っても、体の中の位置や向きはわかりにくかったし、聞きながら書き込めるような手持ち資料があると、もう少しわかりやすかったなという気はしました。

○司会

なるほど。少しわかりにくい部分もあったということですね。ありがとうございます。

検察官や弁護士から聞いておきたいことがあればどうぞ。

○検察官

一点質問させていただきます。お話に出ていた専門家証人もそうですが、裁判員の皆様から証人に対して質問することに対する抵抗感だとか難しさ、こういったことをしてもらえると質問しやすいなと思われることってございますでしょうか。

○司会

いかがでしょう。ご自身で質問はされましたか。経験者 1 番さん。

○裁判員経験者 1

私は質問はしなかったんですけど、裁判員の方が何名か質問とかされたんです

けれども、いざ自分で質問しようと思ったとき、何と申しますか、どういう質問をしていいのかっていうのがわからなかったですね。

○司会

質問しにくかったですか。

○裁判員経験者 1

自分では何を質問していいか具体的に探せなかったの…。

○司会

物は考えようですので、検察官と弁護人の質問で全てわかったと申していただけのなら追加で質問することはないですし、それはそれで一つのあり方として問題ないと思います。絶対質問しなきゃいけないってわけではないですから。私たちも、質問しなきゃならないわけではありませんよ、ただ分からない点があるなら解決しておいた方がいいですねっていう話をさせていただいてると思います。分からないことがあったのに質問できなかったとすると、こういうアシストがあればできたのに…というようなことがあればお聞かせください。

○裁判員経験者 1

私の中では、わかりやすく説明していただいていたので、自然に浮かんでくる疑問点は特になかったです。すいません。

○司会

いいえ、とんでもないです。経験者 2 番さん、経験者 3 番さんは御自身で質問されておられたんですが、検察官からの質問については、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 2

量刑を決める裁判だったので、こんなふうに言っていていいかわからないんですけど、弁護人から被告人の状況を説明して、情状酌量していただきたいといった話を聞かせていただきました。聞きながら、自分が弁護人なら何て声をかけるかなとか考えて、もう少し迫ってほしいなと思って、被告人に質問したと思うんですね。こういうことについてどう考えてるんですかみたいな質問をしたんですけど、返ってきた答えが、少しずれていて、さらに質問する時間というか余裕がなくて、自分の中では、ストーンと落ちなかったなっていう感じで終わってしまいました。

○司会

ちょっとずれた答えが返ってきたときに、もう一遍聞き直すということは難しかったですか。

○裁判員経験者 2

一人で質問を続けるのは、ちょっと気まずかったかな…。幾つか気になることがあったので、二、三点は質問した気がするんですよ。

○司会

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

経験者 3 番さんは、いかがですか。

○裁判員経験者 3

私は一回だけ質問をしたんですが、被告人の目を見たかったといいますか、自分の犯した罪に対して、どう思っているのか、本当に反省してるのかな、声をかけてみたいなと思って、そういう雰囲気がこの裁判の時にはあったので、思い切って質問させていただきました。被告人は、また犯罪を犯そうと思いますかという質問に

対して、きちっと私の方を向いて、きちんと目を見て反省していると話してくれたので、次の質問はしませんでした。裁判のときは、ほかの裁判員の方々も質問ができる雰囲気を作っていたような記憶があります。

○司会

ありがとうございました。御自身が質問しやすくなるような方策とか何か思いつきますか。

○裁判員経験者 4

私は、裁判員の中で一番質問してたと思います。医師にした質問は記憶にないんですが、被告人と御家族とか、経験者 3 番の方がおっしゃったように、被告人の人となりを知りたい。被告人の周囲の人の人となりを知りたいっていうのがあったので、ちょっとずれたような質問をしたかもしれませんが、それを知らないと、人の人生を左右するような判断はできないなという考えで質問させていただきました。質問しやすくする方策というのは、具体的には出てこないんですが、ただ、裁判官から質問がないとか尋ねてもらいましたし、質問の前に一旦休憩を取って、一旦考えを整理する時間を取っていただけたので、長い裁判ではあったんですが、私は質問しやすかったという印象を受けました。ただ、それは個人差があると思います。

○司会

ありがとうございました。確かに、裁判員の方もいろいろですから同じ事件を担当しても、質問しやすいと思ってくださる方もいれば、やはり気が引けるなど思う方もいらっしゃるかもしれません。私たちもそれぞれの裁判員の方の様子を見て接しているつもりではあるのですが、なかなか簡単ではないなと思っているところです。

続いて、経験者 5 番さん、特に質問しにくい雰囲気などはなかったですか。

○裁判員経験者 5

はい。被告人質問のときも6人中、一人、二人を除いてみんな質問されていました。評議室ではみんな意見を言えても、法廷では緊張されるんで、やっぱり、言いにくい人は言いにくいでしょうね。なかなか変わらないと思います。

○司会

法廷で声を出して直接被告人に語りかけるとか、証人に質問を投げかけるとかっていうのは緊張してしまうものですよ。

○裁判員経験者 5

そうですね。評議と違ってリアルに裁判に参加し、自分の発言が記録に残るのかなとか思って、結構皆さん抵抗があるんでしょうね。

○司会

なるほどですね。ありがとうございます。

経験者6番さんは、何か感じられたことはありますか。

○裁判員経験者 6

やはり、あのピンと張り詰めたところで言葉を発するのは、相当勇気が要ることでもあるし、控室で質問したいことを考えても、それが裁判にどのぐらい影響する質問であるかとかいろいろ考えたりすると、質問することに対してどうしても後ろ向きな感じになります。決定的に疑問に思うところがあれば、相談して質問することもあるんでしょうけど、私が担当した事件では、お一人がちょっとだけ質問したぐらいでしたので、雰囲気とかはあってもなかなか裁判員が質問するのは厳しいことなのかなと思います。

○検察官

ありがとうございました。裁判員裁判で裁判員の方々がされる質問というのは、検察官から見てても、そういう観点もあるんだなという、法律家では目の行き届きにくいところから質問を投げかけてくださって、非常に参考になるというケースが多いので、できれば積極的に質問していただけるとありがたいなと思っている次第です。

○弁護士

私も竹内検事がおっしゃったように、裁判員の方には極力質問していただいたほうがありがたいと思っています。というのも、私たちは裁判員の方とお話しすることって基本的にはないので、裁判員の方をはじめ一般の方がどう考えているのかっていうのを知る機会がなかなかないんです。質問していただくことにより、お考えが垣間見えるという意味で、積極的に質問していただければありがたいなと思っています。

弁護人の立場から聞きたいことがあります。さきほど、被告人の人となりを知りたいから質問をしたと経験者4番の方はおっしゃっていましたが、弁護人も被告人質問で被告人の人とをある程度丁寧に聞いていると思うんです。ただ、裁判員としては、弁護人や検察官が聞いていても、なお自分の言葉で確認したいと思われるのか、それとも、弁護人や検察官が聞いたのであれば、もういいかなと思われるのか。というのも、弁護人が、被告人質問でどこまで詰めるのかっていうのはなかなか難しいところなのです。きちんと全部埋めてしまうように聞くのか、ある程度遊びを残しておいた方がいいのか、その辺りの判断の参考にしたいと思うので、もしお答えいただけるようであればお答えいただければありがたいなと思います。

○裁判員経験者4

質問に対する答えとしては、私は、遊びを残していただいたほうがいいのかと感じます。その方が、自分で確認したいという部分が出てきますし、例えば、完全に突き詰めて質問されたとしても、それはやはり、弁護人が聞いたことであって、自分で確認したことではないので、やはり、自分としても確認したい部分もあるので、ある程度遊びを残していただいたほうがいいのかと思います。

私は、人となりを確認したくて質問したんですけど、裁判では「趣味はないですか」という質問をしたんです。それから、当時のストレスの状況とか、普段どういふことを考えて生活されているのかとか、そういった部分を確認したいと思ったので、そんな質問をさせていただきました。ある程度遊びを残していただいて、考える隙を与えていただいたほうがいいのかと思います。

○司会

ありがとうございます。では経験者2番の方、お願いします。

○裁判員経験者2

当時の裁判では、被告人と被害者が、幼なじみという関係で、犯罪がどうして起こったのかを考えたときに、被告人の話してる内容と被害者のけがの状況が余りに違ってましたので、二人は小さい頃からどんな関係で、どんな力関係があつてといったところも含めて考えてみたいというか、そもそも、力関係や上下関係があつたのか、二人がどんなふうにごろしてきたのかというのを聞いてみたかったのです。被告人と、被告人の家族と被害者との関わりもたくさんあつたという話も出てきたんですけど、亡くなった方からはお話を聞くことができませんので、自分で他の方からお話を聞いて理解したいというところがありました。

○司会

被害者は亡くなっていたので、弁護人も、被告人の弟さんとかにも証言してもら

って、従前のお二方の関係などを明らかにするような弁護活動をされていましてね。
ありがとうございます。

では、経験者3番の方、お願いします。

○裁判員経験者3番

私が質問したのは、被告人が、私たち裁判員が判決を考えることをどう思ってるのかなと考えたからです。結局は裁判官が決めるんだらうとか、そういうことを思っていたりするんじゃないかという思いもありました。

目を見て聞きたかったというのは、誠意を持って答えてくれるかどうかに関心がありました。質問は一つだけだったんですが、私たちをどういうふうに思ってるのかなという点に関心がありました。

○司会

ありがとうございました。

次に、今回、御担当いただいた6件のうち、性犯罪が2件、被害者が亡くなっている事件が2件、未遂に終わったけれども人を殺そうとした事件も1件ありました。精神的にも負担の大きい事件ですので、様々な御負担をおかけしたのではないかと考えているところです。裁判中、あるいは裁判後、裁判のことを思い出してしまうとか、辛い思いをされたといったことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者2

疲れまして。帰ってからけがをしました。車のドアが頭に刺さったんですよ。

○司会

何かぼうっとしてしまっただけですか。

○裁判員経験者 2

そうですね。疲れて。

○司会

申しわけないです。それは裁判中のお話ですか。

○裁判員経験者 2

いえいえ，裁判が終わって，帰って，家族で御飯食べに行こうって言って車に乗ったときに，自分が乗らない車のドアが開いてて，そこに頭が向かって行ってですね，きれいに割れました。

○司会

何と…。緊張の糸が張り詰めているものだから，精神的にかなりお疲れだったってことなんでしょうか。

他に疲れが出たとか，今でも思い出すとかということはないですか。

○裁判員経験者 6

ドライブレコーダーが捉えた犯行の瞬間っていうのは，たまに頭の中に出てきますね，それだけが印象に残ってて。思い出すから嫌な思いをすることではないですが。

○司会

記憶に。

○裁判員経験者 6

残ってますね。

○司会

なるほど。

6番さんに担当していただいた事件は、自転車を使ったひったくりの事件で、後ろからやって来た被告人が、被害者の手提げバッグを引っ張って奪い取ろうとしただけではなくて、転倒した被害者を更に引っ張る様子が、たまたま対向してきた車のドライブレコーダーにしっかり映っていたという状況でしたので、ドライブレコーダーの映像が上映されたというものでした。

ドライブレコーダーって鮮明に映るんだなっていうのを目の当たりにして感心するとともに、ごく短いものではありませんでしたが、記憶には残りましたね。

犯行が行われている瞬間を捉えた衝撃的な映像ではあるので、おっしゃるとおり、事実認定は簡単になったかもしれませんが、記憶には残ってしまう映像だったですね。2件目のひったくり事件は、街角の至るところに設置されてる防犯カメラの映像を幾つかつなぎ合わせて、被告人の動線がわかるようになっていました。証拠が残りやすい世の中になっているなと思います。ありがとうございました。

裁判に参加するだけでも精神的に負担がかかるだろうし、また会社をお休みしていただくに当たって負担をかけていますし、さらに事件の内容によっては性犯罪被害者のお話であるとか、命を落としそうになった方のお話を聞いたり、あるいは、そのけがの写真や犯行の映像を見たりして、さらにご負担をかけてしまうことにならないように努めているところではあります。今後も皆様方からのお話も踏まえて、余り負担をかけないで、事件の真相は明らかにしたいという、相反する要請なのかもしれませんけれど、そのためには、どのような審理を行っていったらいいのかを考えていきたいと思っています。

最後に、刑を決めるに当たって、さまざまに悩まれたと思うんですけど、裁判官が法律に基づいてどういう考え方に基づいて刑罰を決めてきたのかは説明させていただいたと思うんですけども、それは御理解いただけましたでしょうか。

検察官，弁護人も，裁判所の量刑の考え方を基本的には御理解いただいているので，例えば，同様のことをしたグループの中でこの事件は重い方だとか，中くらいだとかといった評価，位置づけを論告や弁論で指摘していただいているところです。それは御理解いただけたんでしょうか。

○裁判員経験者 1

悩みはしました。説明していただいたことによって，自分なりに正しい判断する位置には持っていけました。

○司会

ありがとうございます。

裁判官もすごく悩みながら量刑を決めているところです。そのようにおっしゃっていただけるとすごくありがたいです。

時間も参りましたが，検察官，弁護人，裁判官から，何かお聞きしておきたいことはありますか。よろしいですか。

それでは，最後に，経験者の皆さま方からこれから裁判員になられる方にメッセージをお願いしたいと思います。簡単で結構です。一言ずつ順番にお聞かせいただきたいと思います。

経験者 1 番の方から，お願いします。

○裁判員経験者 1

そうですね。最初に言ったように，裁判員に選ばれたりとかすると，やはり引いてしまうところもあるんですけど，一生のうちになかなか経験できることではないので，事件によってはかなり心労とかあると思うんですけど，自分も最初に裁判所に来たときには，すごく嫌なイメージしかなかったんですけど，自分のためにも，また，家族や周りの人にもこういうものなんだよとか伝えて，普段目を向

けないいろいろな世の中の事件に目を向けてもらうためにも、一度参加してみられたらいいのかなと思います。

○司会

ありがとうございました。経験者2番の方、お願いします。

○裁判員経験者2

先ほどの量刑の考え方ですけど、とてもわかりやすかったです。裁判官にまとめてもらった判決文の中にも、裁判員の思いとかも入れていただいて、本当に感謝しています。被告人にこういうふうになってほしいというのを最後に入れていただいたのでとてもありがたかったなと思っています。

確かに、頭もけがしましたし、しばらくはそのことも笑い話になったんですが、身近な人には、ぜひ裁判員裁判を経験したほうがいいよと機会があるごとに声をかけているんです。やはり、けがもしたけれど、経験したからこそわかることだし、自分がその場にいるからこそわかることなんですね。他人事ではない、バーチャルでもない、自分にしか語れないもの、自分にしかないものというのが、裁判所に来ないとできない、関われないとできないと思っています。ぜひ多くの方に参加していただけるといいなと思います。

○司会

ありがとうございました。

経験者3番さんは、いかがですか。

○裁判員経験者3

大変貴重な経験をさせていただきました。6名の裁判員が集まって、いろんな意見が出て、最終的に量刑を決める段階では、皆さんがある程度同じ考え方に立って

刑を決めたという体験をさせてもらいました。罪を憎んで人を憎まずというような、その深い意味を今回の裁判員裁判で経験させていただいたかなと思っております。今まで、裁判員を経験したことは上司しか知りません。ただ、もう今日こういう会に参加して、今後はちょっといい経験をしたということ、次の人たちにつないでいければなと感じたところです。今日はありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。

経験者4番さん、いかがでしょう。

○裁判員経験者4

私は裁判員裁判に参加できてよかったなと感じています。普通に生活している上では、罪でも犯さない限り、裁判所に来ることなんてないわけですから、非日常の体験ができたと思っています。

実際の事件に関して、判決は一つしか出せないんですけれど、そこに至るまで裁判員は6人いるので、三者三様というか、それぞれに考え方があって、量刑についてもいろいろな考え方があったなと感じています。最終的には、多数決といったルールに従うことにはなると思うんですけれど、そこに至るまでの経緯を経験する上で、社会にも通じると思うんですけど、皆さんといろいろ話をしていって、反対の意見もあれば、気に入らない、意に沿わないようなこともあるかもしれない。しかし、それでもやらなければいけないことがあるんだ、というような社会生活に生きる部分もあるので、これから裁判員になる方に対しては、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

ただ、それぞれ仕事との兼ね合いとか、家庭との兼ね合いとかがあるので、個人ではどうしようもないことに関して、裁判所から配慮していただければ、もっと参加したいなっていう方も増えてくるのではないかなと思います。裁判に参加するま

で、どんなことが行われるかわからなくて、それが不安で参加できないとかですね、そういうふうを考えてる方もいらっしゃると思うので、可能な限り情報を公開していただければいいなと思います。

判決の際に、判決文に残らないところで、裁判長が、被告人に、裁判体の中でこういった意見があったので、周りの方を頼ってくださいといった言葉を一言添えていただきました。それで、我々裁判員の意見も反映されているんだなと思えて、本当に参加してよかったと感じることができました。ありがとうございました。もし、機会があればまた参加したいなと私は思っています。

○司会

ありがとうございます。

比較的長い裁判に参加していただいたにもかかわらず、また参加したいとっていただき、大変うれしい、ありがたいことと思います。

経験者5番さんいかがですか。

○裁判員経験者5

熊本県でも1,000人弱しかいないそうですし、わが社も結構社員が多いんですけど、今年選ばれたという話も聞かないから、身近なところで裁判員の話は聞かないですね。最近まですっかり忘れていたくらいで。経験してよかったかというところ、他所では何か月もかかる裁判もあると聞くんですが、それに比べると三、四日間なら、記憶にも残らなかったし、会社としてもインフルエンザで休むほうがもっと長く休むので、特に何も影響ありませんでしたので、積極的に参加されてもいいと思います。結構、話のネタにもなるので、もてると思いますよ。

○司会

ありがとうございます。

経験者6番さん、いかがでしょう。

○裁判員経験者6

裁判は事実を積み上げるという作業で、「…だろう」というところを排除して、真実だけを捉えるという作業でした。私の仕事に引き付けて見ますと、仕事が忙しくて頭の中で考えて資料を作ってしまうと、どうしても現場の実情とか現場の考え・方向性とは違うものになってしまっていて、上手くいかないということがありますが、裁判員裁判に参加して、事実を積み上げていくことが非常に大事だなと改めて感じましたし、他の裁判員もいろいろな意見を述べていまして、やはり、自分と年齢や性別が違ったりすると、いろいろな意見がありました。私ぐらいの年代になると、どうしても人の意見を聞き入れないというところもありましたので、いい機会を持たせてもらって、非常にありがたかったなと考えています。これからの裁判員裁判の候補者になれる方は、条件がいろいろ厳しいかと思いますが、参加すれば何かの形でいい経験になるのではないかと思いますので、参加していただきたいなと思っております。

○司会

大変、心強いお言葉をいただきました。どうもありがとうございます。予定をしていました意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。残りの時間を使いまして、報道機関の方々からの御質問もお受けしたいと思います。既にいただいている御意見との重複は避けていただきたいと思います。

○記者

起訴内容、犯罪事実、刑法の内容について検察官、弁護士、裁判官の話を十分に理解することはできましたでしょうか。

○裁判員経験者 1

そうですね。理解できました。わかりやすく、素人の私たちにもわかるように過去の事例とか判例とかを交えて話をしてくださったので理解できました。

○裁判員経験者 2

非常にわかりやすく説明していただいて、とてもよく理解ができました。ただ、先ほども言いましたけども、証拠にはもう少しわかりやすくなるという部分もありましたので、少し違うのかもしれませんが、プレゼンテーション技術というか、もう少しわかりやすい説明ができないのかなと思ったところではあります。

○裁判員経験者 3

説明を大変丁寧にしていただいたと思っています。LINEが絡む犯罪だったんですが、莫大な量のLINEメッセージを見ながら、検察側と弁護士・被告人とが、違う視点でメッセージを取り上げていたので、最初は被害者の気持ちだけを感じてしまうところがあったんですが、被告人側の意図も分かってきて、様々な視点からお話を聞かせていただいたが故に、まとまっていったのかなと感じました。非常にわかりやすかったです。

○裁判員経験者 4

十分に理解できるような話し方をしていただいたと思います。ただ、話を聞いてすぐに理解できたというわけではなくて、その後の過程を経て理解したというところもありますので、先ほど結構質問をさせていただいたというふうに述べたんですけど、質問をされなかった方がどのくらい理解されていたかはわかりませんが、もしかすると質問しなくて理解が不十分だったという可能性もありますので、経験者2番の方や3番の方がそれぞれおっしゃるように、もっと素人でもわかりやすいような言葉を選んでいただくとか、プレゼン形式にさせていただくとか、そういった

ことだと一層わかりやすかったのかなという印象は持っています。

○裁判員経験者 5

特にわかりにくいことはなかったです。わかりやすかったと思います。

○裁判員経験者 6

私も同じ意見でして、専門用語的なところは通常一般的に使われているような言葉に置きかえていただいたりして、理解できないというところがありませんで、非常にわかりやすく説明されてました。

○記者

ありがとうございます。

○記者

1 番の方にお尋ねしたいんですが、女性でいらっしゃるんですが、扱った事件が性犯罪だったと思うんですが、精神的な負担とかはなかったでしょうか。

○裁判員経験者 1

そうですね。やはり、女性の立場で見てしまうところもあったので、最初の冒頭陳述とか、衝撃が大きくて、量刑を決める中で、女性としての立場というのもやはり大きかったんですけども、最終的に決める段階になってくると、背景事情とか、過去の事例とかいろいろなお話をすることで、一人の人の人生を決める、裁くということで、負担は大きかったんですけど、的確に両方の立場を加味してというか、それぞれの立場を踏まえて、どんな結論が一番いいのかを考えることはできたと思います。確かに、最初は衝撃が大きかったです。

○記者

経験者5番の方にお伺いしたいんですけども、最初の自己紹介のところで、裁判員裁判制度がこの後続いていくのはどうなのかというようなニュアンスの発言があったかと思うんですけど、御自身がそう思うに至る一番のきっかけとなったというか、一番ネックだなと思ったのは、どういったところでしょうか。感情的な部分なのか、日程調整の部分なのか、どういうきっかけでそういう思いに至ったとお考えですか。

○裁判員経験者5

熊本はそんなにないんでしょうけど、話に聞くと、他所だと3か月とか半年とかの長期間の裁判もあると聞くんですけど、それだと無理。うちの会社でも一応OK取れたんですけど、それは3日、4日だったからで、半年とかだと、多分そこまで対応してくれるかはわからない。そして、経験してから検索とかしてみると、事件の大小があって、トラウマになるような事件には関わらない方がいいし…。というのもあって、職業裁判官じゃないと一般人には、負担は大きいんですよ。だから、自分の周りとか友達、嫁さん、そういう人には「断れ」と言います。

○記者

ありがとうございます。

○司会

ほかにございますか。

○記者

経験者3番の方に伺いたいんですけども、先ほど今まで上司にしか裁判員を経験したことを話したことがなかったというふうに伺ったんですけども、例えば裁

判員裁判の評議の内容はしゃべっちゃいけないとか、いろいろ縛りがある中で、言いにくいように感じていたんでしょうか。

○裁判員経験者3

実を言いますと、私の上司の中に裁判員を経験された先輩が一人いらっしゃって、その方から絶対にしゃべっちゃいかんのだぞと言われました。まさか、自分にその役目が来るとは思ってなかったもので、8年くらい前に裁判員を経験された先輩が、私を呼びつけてそうおっしゃったので、そのように思っておりました。しかし、こういうふうに啓発していくとか、いろんな方のお話も聞いて、しゃべっていいんだと思ってきたということです。ただ単に思い込んでたということでしたね。

○記者

もし、啓発できるのであれば、周りの方にもしゃべっていきたいということですか。

○裁判員経験者3

そうですね。ぜひにと思ってます。ただ、自慢するためには言いませんけど。

○記者

ありがとうございます。

○司会

ありがとうございました。

これもちまして裁判員経験者の意見交換会を終わります。本日はどうもありがとうございました。